

日本万国博覧会記念基金

日本文化研究奨学金

奨学金給付事業の手引き

公益財団法人 関西・大阪21世紀協会

目 次

はじめに

1. 当協会の奨学金給付事業の概要	1
2. 奨学生の推薦と選考	1
3. 奨学生の資格, 併給	2
4. 奨学金支給金額と支給期間	2
5. 奨学金受領手続き	2
6. 奨学金の使途	3
7. 奨学金支給の休止, 停止, 再開	3
8. 奨学金支給の終了, 打ち切り	3
9. 奨学金受給期間中の奨学生の義務	4
10. 行事への参加時の交通費	5
11. 個人情報の取り扱い	6
12. 当協会との連絡方法	6

はじめに

この手引きは、公益財団法人 関西・大阪21世紀協会(以下「当協会」という。)と奨学生ならびに奨学生が在籍する大学院との円滑なコミュニケーションを図る目的で作成しました。つきましては、全奨学金給付期間を通じてご活用下さい。

1. 当協会の奨学金給付事業の概要

当協会は、1970年に開催された日本万国博覧会の収益金を基に、日本万国博覧会の成功を記念するに相応しい国際相互理解の促進に資する活動等に対し、持続可能な人類社会への貢献を目指して支援しています。

当協会の奨学金給付事業は、日本文化を研究する外国人留学生を対象に、世界に日本文化の理解を促し、文化、芸術の発展を担う優れた人材を育成するために、優秀な大学院修士課程の学生に対して、返済義務のない奨学金を支給し、日本と母国との懸け橋となる人材を育成するプログラムです。

このプログラムでは、

- ・当財団が指定する大学院に在籍し研究する正規の大学院生
 - ・品行方正、学業優秀、健康であり、学資の支援が相応しいと認められる大学院生
 - ・持続可能な社会の実現に向けて世界の調和ある発展に貢献する意欲が高い大学院生
 - ・国際交流に関心があり、母国や国際社会で日本文化の理解促進に努めるとともに、社会に有用で波及効果が高い研究テーマに取り組む大学院生
- に奨学金を支給します。

また奨学生が、研究の推進やキャリア形成に役立つネットワークを作るための交流の機会を提供します。

2. 奨学生の推薦と選考

奨学生は、当協会が選定した大学院より推薦された応募者を、当協会の事業計画に基づき、奨学給付事業審査会で審査・選考し、理事会で決定されます。奨学給付事業審査会では、各大学院より提出された願書や添付書類に基づき、品行、健康状態、学業成績、持続可能な社会実現への抱負、進めている研究テーマの独創性・有用性、経済的援助の必要性等について、厳正な基準に基づき選考しています。

奨学生は、当協会の審査委員や理事の選考によって採択されたことに自信を持って、学業や研究活動に邁進して下さい。

3. 奨学生の資格, 併給

当協会の奨学金は、各年度の応募要件を満たし、当協会の奨学給付事業審査会で選考された、大学院に在籍して真摯に修学・研究している学生に支給されます。

企業等との雇用関係がある場合は、原則対象とはなりません(除く、アルバイト)。

併給については、下記の通り、併給の制限があります。

日本国以外の国籍を有する私費留学生は、当協会の奨学金支給期間中は、他機関より月額5万円(年間60万円)を超える奨学金を受けていない者とします。ただし、大学で授業料の減免を目的とする学内奨学金の受給には、原則として制約を設けませんが、受給する場合は必ず当協会に連絡して下さい。

奨学生が、規定を超える他の奨学金などを受給する等で、当協会の奨学生の資格要件を満たさなくなった場合や、収入・受給状況の変化を故意に当協会に連絡しない場合には、支給停止の対象となる場合があります。

4. 奨学金支給金額と支給期間

奨学金は、以下の金額を、奨学生の預金口座に給付対象月の初月末(土日祝日となる場合は前営業日)に3か月分を一括して振込みます。

(1) 月額 100,000 円(※振込金額は 300,000 円となります。)

奨学金の支給期間は採用時に決定します。支給期間は、原則として在籍する大学院修士課程の正規の修学期間の終了までとし、修士(博士前期)課程2年間を限度とします。

留年等で卒業が延期になった場合、奨学金の給付を休止又は取り消すことがあります。

2025年度新規採用者の支給開始は2025年7月末日までですが、初回は4月に遡り、6か月分をまとめて振込みます。奨学生は入金を確認し、指定日に入金がない場合には速やかに当協会に連絡して下さい。

秋入学等の入学時期が4月と異なる場合や修了予定時期が3月と異なる場合は、上記の原則に基づき、採用時に支給期間を取り決めます。ただし、採用年度の4月1日より以前に遡及した支給は致しません。

5. 奨学金受領手続き

奨学金は、奨学生本人名義の口座に振込みます。給付決定通知後、指定された期日までに当協会指定様式に振込先口座情報等を記載して提出して下さい。初回のみ、振込手続きが終了した旨を当協会からメールにて連絡しますので、入金を確認して下さい。

6. 奨学金の使途

当協会は、奨学金の使途について特に制約を設けていません。学業に邁進するための学資や生活の費用として活用して下さい。但し、奨学生として社会的に著しく不適切な使途への使用が判明した場合は、奨学金支給を停止する場合があります。

7. 奨学金支給の休止、停止、再開

(1) 奨学金の休止

次の要件に該当する場合は、奨学金の支給を休止します。(当協会に休止届を提出して下さい)

- ・奨学生が休学または長期にわたって欠席するとき
(休学または長期欠席期間が原則2年を超える場合には、支給打ち切りとなります)
- ・奨学生が在籍大学院より、他の大学院等に長期にわたって留学するとき
(※ただし、支給した奨学金であっても、休止状況に応じて月割りにて返金を求める場合があります。)

(2) 奨学金の停止

次の要件に該当する場合は、奨学金の支給を停止します。

- ・在籍大学の学籍を失ったとき
- ・奨学生の単位の取得が著しく滞ったとき
- ・当協会指定の報告類の提出を正当な理由なく怠ったとき
- ・当協会指定の行事に正当な理由なく参加しないとき
- ・学籍、修学状況や家計状況の変化が生じた際に報告を怠ったとき
(※当協会への報告が遅れた場合には、その事象が発生した時点まで遡り、支給した奨学金を返納していただく場合があります。)

(3) 奨学金の再開

休学(1か月以上の欠席を含む。)による奨学金給付の休止又は復学による奨学金の給付の再開にあたっては、当協会指定の計画変更承認申請書を提出し、当協会の承認を得た場合は奨学金の給付を再開します。

8. 奨学金支給の終了、打ち切り

(1) 奨学金の終了

次の要件に該当する場合は、奨学金の支給を終了します。

- ・在籍する大学院修士課程の正規の修学期間(修士課程2年間以内)を終了したとき
- ・奨学生が正規の修学期間に満たずとも、在籍する課程を修了したとき
- ・奨学生が奨学金の受給を辞退したとき

(奨学生が、規定を超える他の奨学金等を受給するなど、当協会の奨学生の資格要件を満たさない場合には辞退をして下さい。)

(2) 奨学金の打ち切り

次の要件に該当すると認められるときは、奨学金の支給を打ち切ることがあります。

- ・怪我や傷病等のために、卒業、修了の見込みがなくなったとき
- ・奨学生の修学実績が確認できないとき
- ・学業成績または素行が著しく不良となったとき
- ・在籍大学院で処分を受け、奨学金の継続が適当でないと判断されたとき
- ・奨学金の使途が著しく適切でないと判明したとき
- ・休学期間が原則 2 年間を超えると
- ・奨学生が在籍大学院を退学したとき
- ・休学、転校、転学または転科が、当協会の奨学生として適当でないと判断されたとき
- ・その他、奨学生として適当でない事実が判明したとき
- ・以上の事象が発生した際に、意図的にその事象を隠蔽し、若しくはその報告を怠り、その結果として受給を継続したことが判明した場合

(当協会への報告が遅れた場合には、その事象が発生した時点まで遡り、支給した奨学金を返納していただく場合があります。)

9. 奨学金受給期間中の奨学生の義務

奨学金受給期間中は、以下の提出物の提出や行事への参加をお願いします。

贈呈式や当協会が主催する行事等で奨学生の情報(氏名・顔写真・在籍大学・専攻その他研究内容・給付期間・給付決定額)を奨学生や当協会の関係者に配布します。また、当協会の発行する機関誌やホームページにも掲載します。

(1) 採用時

採用後に、自己紹介文と顔写真(高画質で鮮明なもの)を提出して下さい。贈呈式では、正式な奨学金授与証を手渡しするとともに、制度説明等を行いますので、必ず出席して下さい。

(2) 奨学金支給期間中

<連絡>

当協会からのメールは、常に受信可能な状態にし、定期的に受信を確認して下さい。

奨学生のメールアドレス等の連絡先の変更や、学籍、修学状況、家計状況など、奨学生の資格に関わる変更があった場合は、奨学生本人から直ちに連絡して下さい。(故意に連絡を怠り、隠蔽したとみなされる場合には、事態発生時に遡って奨学金の返納をお願いする場合がありますので注意して下さい。)

また、毎年 2 月頃に、次年度の修学状況や他の奨学金等の受給の見通しについて問合せを

しますので必ず回答して下さい。

<提出物>

原則メールで案内をしますので、その配信したメールに書類を添付の上、返信して下さい。定期報告として、半期毎に活動報告書を提出して下さい(原則、9月末と3月末)。また、毎学年度末に修学状況の確認書類(成績証明書等)を提出して下さい(原則、3月末)。活動報告書等の提出物は、原則、日本語で記載してください。その他、当協会の企画行事のアンケートや機関誌の執筆等、不定期に提出物を依頼する場合があります。

<参加行事>

採用時の奨学金授与式の他に、研修・交流の機会として当協会が主催する行事(年1~2回程度)に出席して下さい。その際、奨学生交流会を開催する予定です。スケジュールが確定しましたらメールで案内をしますので、止むを得ない事情がないかぎり参加して下さい。当協会が指定する行事への参加に要する交通費は実費により支給します。

(3)奨学金支給期間終了時

奨学金支給の終了時には、最終報告書、成績証明書、進路予定の情報、アンケートを提出して下さい。

進路や連絡先についての情報は、終了後も変更があれば随時連絡して下さるようお願いいたします。

10. 行事への参加時の交通費

当協会が指定する行事への参加に要する交通費は、原則、後日に振込みます。交通費は、以下の内容を記載し、切符などの半券など交通経路が確認できるものを添付して請求して下さい。

- ・自宅若しくは大学院などから行事開催地までの公共交通機関を使用した往復の交通費を精算します。原則、電車、バスの公共交通機関を使用してください。
 - ・新幹線は、普通車座席指定特急券を精算金額とします。グリーン車等の料金の請求はできません。
 - ・万一、航空機を使用した場合は、エコノミークラスの事前購入割引航空券(例えばANAであれば28日前購入の「ANA SUPER VALUE 28」)の料金を精算金額とします。ビジネスクラス等の優待座席は精算の対象としません。
 - ・タクシーの利用や宿泊は、特に必要と認められない限り、精算の対象としません。
- なお、止むを得ない事情で宿泊が必要な場合は、原則当協会の規程の範囲内で負担します。

11. 個人情報の取り扱い

提出いただいた個人情報は、奨学金給付事業と当協会が主催する行事以外の目的には使用いたしません。奨学生の氏名、採用年度、在籍大学院、専攻、研究テーマ、顔写真等の個人と関係付けられる情報は、当協会の行事で当協会関係者、奨学生間で使用する場合がありますのでご了承下さい。行事で配布した他の奨学生の個人情報の管理にも留意して下さい。なお、ホームページ等に氏名・在籍大学・専攻その他研究内容・給付期間・給付決定額を掲載しますので、万一、これらの情報を公表することが困難な場合は当協会にご連絡ください。

12. 当協会との連絡方法

当協会との連絡は、原則、メールにて行います。奨学生からの当協会への連絡もメールにて行って下さい。採用後に、担当者のメールアドレスを公開しますので、第三者に開示することなく適切に管理して下さい。当協会の担当者より各自のメールアドレスにメールを送信しますので、送受信が可能かどうかの確認を行って下さい。

当協会のメールアドレスや電話番号は登録しておいて下さい(着信拒否設定にしないで下さい)。

Tel : 06-7507-2003 Fax : 06-7507-5945 E-mail : jec-fund@osaka21.or.jp

担当者: 万博記念基金事業部 奨学金担当